



発行 東京都

目次

- 公益社団又は公益財団法人への移行(十一件)：
 - ……(生活文化局都民生活部管理法人課)：一
 - ……(都市整備局市街地建築部建設業課)：五
 - ……(都市整備局市街地環境部環境都市づくり課)：五
 - ……(環境局都市地球環境部環境都市づくり課)：五
- 建設業法第二十九条の二による告示：
 - ……(環境局環境改善部化学物質対策課)：九
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)：
 - ……(同)：〇
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の変更、辞退及び廃止：
 - ……(福祉保健局障害者施策推進部計画課)：三
 - ……(同)：三
- 東京都知事表彰：
 - ……(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課)：四
 - ……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)：一九
 - ……(特定漁港漁場整備事業計画変更案の縦覧)：一九

公 告

告 示

……(港湾局離島港湾部管理課)：二六

●東京都告示第千五百六十九号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第四十四条の認定を受け、平成二十三年四月一日付けで主たる事務所の所在地において解散の登記及び設立の登記をした旨、次に掲げる法人から同法第六十六条第二項の規定による届出があったので、同法第八十一条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年十一月十一日

東京都知事 石 原 慎太郎

- 一 法人コード
A〇〇四〇九六
- 二 法人の名称
社団法人港区シルバー人材センター
- 三 認定を受けた後の法人の名称
公益社団法人港区シルバー人材センター
- 四 代表者の氏名
石井 三男
- 五 主たる事務所の所在場所
東京都港区南麻布一丁目五番二十六号
- 六 公益目的事業
就業等の活動機会の開拓及び提供により高齢者の社会参加を促進する事業
- 七 収益事業等

該当なし
旧主務官庁の名称
東京都知事

●東京都告示第千五百七十号

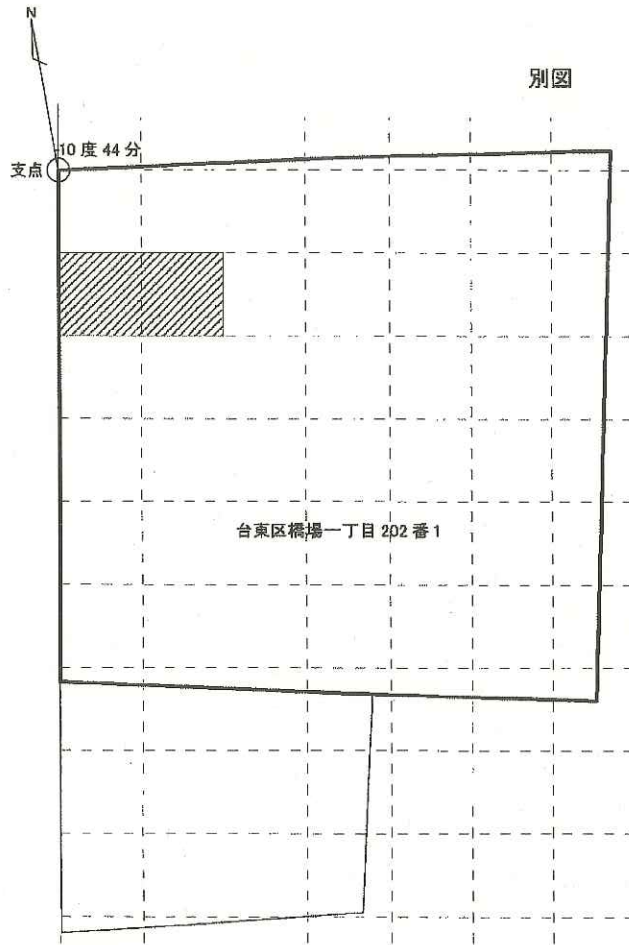
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第四十四条の認定を受け、平成二十三年四月一日付けで主たる事務所の所在地において解散の登記及び設立の登記をした旨、次に掲げる法人から同法第六十六条第二項の規定による届出があったので、同法第八十一条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年十一月十一日

東京都知事 石 原 慎太郎

- 一 法人コード
A〇〇四一三〇
- 二 法人の名称
社団法人墨田区シルバー人材センター
- 三 認定を受けた後の法人の名称
公益社団法人墨田区シルバー人材センター
- 四 代表者の氏名
大屋 善次郎
- 五 主たる事務所の所在場所
東京都墨田区文花一丁目三十二番一〇一〇一
- 六 公益目的事業
就業等の活動機会の開拓及び提供により高齢者の社会参加を促進する事業

別図



【支点】

支点は、台東区橋場一丁目 202 番 1 の最北端とする。

【格子の回転角度】 10 度 44 分

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

●東京都告示第千五百八十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

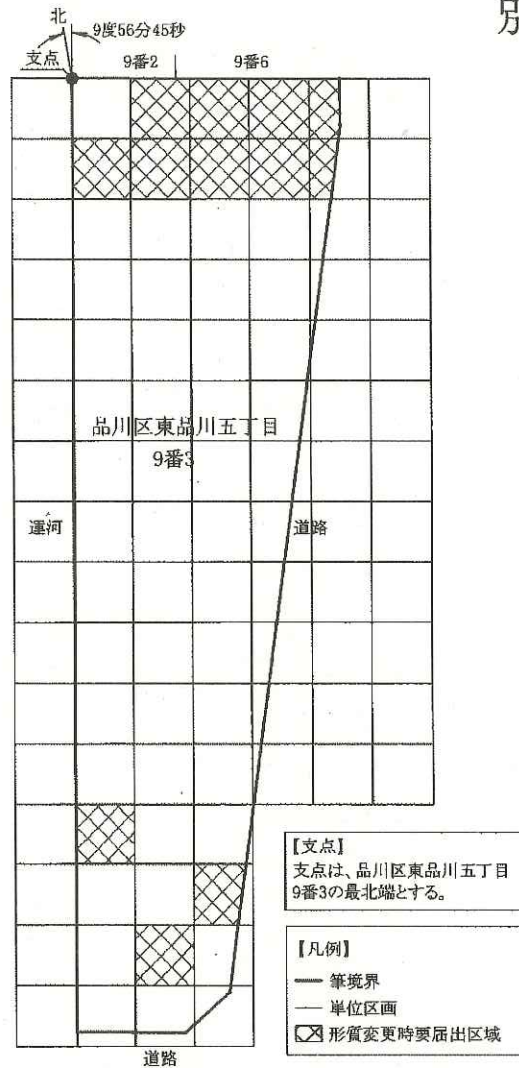
平成二十三年十一月十一日

東京都知事 石原 慎太郎

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（品川区東品川五丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

別図



【格子の回転角度(9度56分45秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

◎東京都告示第千五百八十五号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第六十四条の規定による届出及び法第六十五条の規定による指定の辞退並びに障害者自立支援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第六十三条の規定による届出があったので、法第六十九条及び障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第三十三号)第九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年十一月十一日

東京都知事 石原 慎太郎